

## 第30回半田市農業委員会総会議事録

令和7年11月20日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

### 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第88号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第89号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第90号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第91号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（一括契約）  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第3号 農地法第18条第8項の規定による通知について

### 委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第1番	深津延幸	出席	有脇・亀崎	石川丈夫	出席
第2番	小栗絵里	出席	乙川	高橋智恵	出席
第3番	岩橋克巳	出席	半田・岩滑	青木功雄	出席
第4番	新美久美子	出席	成岩	榊原且己	欠席
第5番	竹内甲永	出席	板山	岩橋一成	出席
第6番	榊原久美	出席			
第7番	堀寄純一	欠席			
第8番	石川敏彦	出席			
第9番	藤野道子	欠席			
第10番	石川明美	出席			
第11番	新美周大	出席			

### 事務局出席者

書記	服部由紀	書記	安本源
----	------	----	-----

## 事務局

ただ今から第30回総会を開会いたします。  
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 会長

皆さんこんにちは。本日は農業委員会へご出席いただきましてありがとうございます。そろそろ冬も本番という感じになってきました。私は昨日病院でインフルエンザの予防接種を受けてきました。皆さんも体調には留意してお過ごしいただきたいと思います。本日も議事の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

## 事務局

ありがとうございました。本日の出席委員は11名中9名です。また、推進委員5名中4名ご出席いただいております。半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

## 議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、11番の新美周大委員と1番の深津延幸委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、安本氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第88号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、4件出ております。はじめに番号703-24～26について関連しておりますので一括上程させていただきます。担当委員欠席のため事務局より調査、報告をお願いします。

## 事務局

担当委員が欠席のため、委員が調査した内容を事務局が事前に聞き取っておりますので報告いたします。議案については記載のとおりです。本3件の渡人、受人は姉妹で、相続の関係で共有名義になっている土地を、交換するなど所有権を整理したいとするものです。互いに夫と共に効率的な営農を行っていくとのことです。場所については、別冊1頁をご覧ください。3筆ともに申請者のうちの1名の居宅の周辺にあり、耕作もされておりましたので問題ないものと考えます。

## 会長

番号703-24～26につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号703-24～26につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号703-24～26を承認・可決いたします。

続きまして、番号703-27、担当委員より調査、報告をお願いします。

## 委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は高齢のため管理ができないため、譲受人が耕作のため取得することです。現地を確認し譲受人と話をしましたが、水はけが多少悪いようですが、敷地南に素掘りで溝が掘ってあり東西端の側溝へつなげば良いと助言しました。身内が野菜をやっているため、苗などを譲り受けて育てたいとのことでした。別冊 2 頁のとおりです。問題ないかと思います。

## 議長

番号 703-27 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-27 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-27 を承認・可決いたします。

続きまして、第 89 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、1 件出ております。

番号 704-5 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

## 事務局

議案については記載のとおりです。本年 4 月総会で更新案件として総会で審議後、現地柱の数が合わないと県から指摘を受け 7 月に取り下げた案件です。その後、県から追加で指摘を受け、併せて解決するようとのこと、対応を行っていたようですが、そちらの問題がなかなか進捗せず、県から更新の申請は先に出すよう改めて指示があったため、本総会に提出のあったものです。柱の本数や図面、面積等は事務局で確認いたしております。場所については担当委員よりお願いします。

## 委員

場所については、別冊 3 頁をご覧ください。鴉根町のメガソーラーがあり、そのすぐ西側です。よろしくお願いします。

## 議長

番号 704-5 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 704-5 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 704-5 を承認・可決いたします。

続きまして、第 90 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、3 件出ております。

番号 705-22 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

## 委員

議案については記載のとおりです。本件は 3 段になっている田を耕作の効率化を図るため土を入れて平らにしたいとすることで、一時的に工事の状況になるため、5 条の一時転用を申請するものです。特段問題ないと思います。場所については担当委員よりお願いします。

## 委員

場所については、別冊 4 頁をご覧ください。セントレアラインの北側です。よろしくお願いします。

議長

番号 705-22 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

嵩上げというと、一番下はかなりの土手ができるといことでしょうか。真ん中に合わせた整地ですか。

委員

一番高い北側に合わせる計画です。

事務局

盛土規制法の相談は調整済とのこと。改良後について、土地所有者に確認したところ、現在の耕作者が引きつぎ耕作をするとのことでした。面積が広いので、3 か月以内での完結を求められる農地改良届では受け付けられないため、今回一時転用で行うこととなっています。

議長

番号 705-22 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-22 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-22 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 705-23、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は半田市内で内科医院を営む法人です。今回申請地を新たに取得し整形外科診療所を開設することです。場所については、別冊 5 頁をご覧ください。青山中学校の西側です。特段問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議長

番号 705-23 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-23 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-23 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 705-24、担当委員欠席のため事務局より調査、報告をお願いします。

事務局

こちらも担当委員委員が調査した内容を事務局が事前に聞き取っていますので報告いたします。

議案については記載のとおりです。本件は 9 月総会にて 4 条の申請で総会で審議する中で、申請者本人がお亡くなりになった旨判明したため、10 月の総会で取り下げを報告した件です。この度相続が完了し、所有権を取得した息子さんが、自身の経営する法人へ賃借する形での転用といういつ付けになりましたので、4 条から 5 条に書類を作り直して、申請のあった件です。場所については別冊 6 頁をご覧ください。その他

の内容については、前回の申請と変更点はございません。よろしくお願いいたします。

議長

番号 705-24 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-24 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-24 を承認・可決いたします。

続きまして、議案第 91 号「農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」、10 件出ております。

706-17～19 及び 21～26 について、更新及び再貸付ですので事務局より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。706-17～19, 21～24, 26 については利用権設定からの中間管理への更新、25 については中間管理の再貸付です。事務局で圃場を確認しましたがどの筆も耕作されたあとが見られ、これまでと同じ方が耕作されるもので特段問題はありません。

議長

番号 706-17～19 及び 21～26 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 706-17～19 及び 21～26 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 706-17～19 及び 21～26 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 706-20、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は今回の申請地のすぐ横で新規就農者として放し飼い養鶏業を営むもので事業を拡大したいとするものです。

委員

場所については、別冊 7 頁をご覧ください。板山小学校の南側です。少し不便なところですが、すでに隣でやっている方の事業拡大ですので特段問題ないかと思えます。よろしくお願いいたします。

議長

番号 706-20 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 706-20 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 706-20 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 14 件、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 6 件、報告第 3 号「農地法第

18 条第 6 項第 6 号の規定による通知」が 1 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

報告第 1 号から第 3 号について、何かご質問ご意見等はありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長

これで第 30 回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 4 5 分)

以上議事の内容を録して下記の者が署名した。

半田市農業委員会長 印

半田市農業委員 印

半田市農業委員 印